

○財務省告示第三十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年一月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第二百二十  
六回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第四十七条第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格





ハ

八

九

振 額 最

替 単 位

低 額 面 金

五 万 円

八 百 六 十 四 億 五 千 三 百 一 万 円

十 十

イ 一

発 行 行 日

平 成 二 十 八 年 一 月 二 十 一 日

額 面 金 額 四 十 銭

額 上 の 所 ぞ の 応 募 価 格

銭 額 面 金 額 百 円 四 十 一

十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
募 入 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規  
定 出 金 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times \frac{32}{100}}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times \frac{1}{100}}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十二年十二月二十日

十七 償還金額

日本銀行

十八 元利金支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十八年一月二十一日

二十 払込期日